

保安管理業務の細目及び基準

1 保安管理業務の内容

- (1) 受託者は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項の規定により委託者が定める保安規程に基づき、次のとおり保安管理業務を行うものとする。

ア 電気工作物の設計の審査は、委託者の通知を受けてその都度行い、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）で定める技術基準（以下「技術基準」という。）への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合には、必要な指導又は助言を行うものとする。

イ 電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として下記によって本「保安管理業務の細目及び基準」別記「点検、測定及び試験の基準」のとおり行い、技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合には、とるべき措置について委託者に報告するものとする。なお、保安管理業務の実施にあたり、受託者は委託者に電気工作物の異常等について問診を行い、異常があった場合には点検を行うものとする。

ウ 電気事故、その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合において、委託者から通知を受け受託者が行う措置は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 早急に出向して事故原因を探求し応急措置を施すこと。この場合、委託者は受託者が応急措置を行うための判断に役立てるための情報収集に協力するものとする。

(イ) 再発防止についてとるべき措置を指示すること。

(ウ) 必要に応じて臨時点検を行うこと。

(エ) 電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）第 3 条第 2 項に定める事故報告にかかる書類の作成及びその報告の手続きを行うこと。

エ 受託者は点検の際、電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ精密な検査を行うものとする。

オ 受託者が、委託者の自家用電気工作物の保安管理業務を行うにあたり、低圧電路の絶縁状態を監視する装置（以下「絶縁監視装置」という。）を設置した場合において、絶縁監視装置（自動通報方式）の作動に伴う警報発生ときは、受託者は委託者に連絡すると同時に出向する。又委託者から絶縁監視装置（電話連絡方式）の作動に伴う警報発生の通報を受けたときには、早急に出向し当該電気工作物の状況を確認、応急措置を施すと共に原因を探求し、再発防止についてとるべき措置を施すこと。なお、必要に応じて精密な点検を行うものとする。

カ 法第 107 条第 3 項に基づいて行なわれる立入検査には、その都度委託者の通知に基づいて受託者が立ち会うものとする。

- (2) 受託者は、(1)に定めるもののほか、次に掲げる保安点検業務を必要の都度行うものとする。

ア 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きを行う。

イ アに定めるもののほか、委託者の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行う。

- (3) (1)及び(2)に掲げる保安全管理業務のうち、次に掲げる設備等受託者が実施できない電気設備の点検、測定及び検査の全部又は一部は、別途委託者の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等、必要な専門の知識及び技術を有する者に、受託者の監督の下これを行わせるものとし、受託者は委託者の要請等必要によりこれに立ち会うものとする。なお、受託者はその記録等を確認し、委託者に対し必要な助言を行うものとする。

ア 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する消防用設備、ボイラー、昇降機及び昇降路内の設備等

イ 取扱いが特殊なため、専門技術を要する医療用機器、オートメーション化された工作機械群等

ウ 高所にある配線、機器等及び稼働中の機器又はその付近の配線、機器等で点検を実施することに危険を伴う場合

エ 点検時に著しい危険を伴う有毒ガス発生箇所、酸素欠乏危険箇所、放射線管理区域内等に設置された機器等

オ 委託者の業務上の都合（情報管理、衛生管理、機密管理等）で立入が制限された場所に設置された機器等

カ 事業場外で使用されている可搬型機器及び発電設備の電気設備以外の工作物

キ 構造上、内部点検ができない密閉型防爆構造の機器、密閉場所等

ク 壁の中、密閉された天井裏、固定ボルトで固定された機器の内部等の隠ぺい場所に設置された配線及び機器等

- (4) 受託者は、電気工作物の工事、維持及び運用について、委託者に法第42条第1項に定める保安規程を遵守するよう指導又は助言を行うものとする。

- (5) 受託者は、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認を行い、その結果について委託者に報告すること。

2 委託者と受託者との相互の協力及び義務

- (1) 委託者は、受託者の保安監理業務実施上の意見を尊重するものとし、受託者が指導・助言した事項又は受託者の意見を聞いて決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。
- (2) 委託者は、受託者が行う点検、測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。
- (3) 受託者は、保安全管理業務を誠実に行わなければならない。

3 委託者と受託者との相互の連絡通知

- (1) 委託者は、次に掲げる場合は、直ちに受託者に連絡するものとする。

ア 電気事故、その他電気工作物に異常が発生した場合又は発生するおそれがある場合

イ 絶縁監視装置（電話連絡方式）を設置している場合において、同装置が警報を発した場合

(2) 委託者は、次に掲げる場合は、その具体的内容を遅滞なく受託者に通知するものとする。

ア 電気の保安に関する組織、責任分界又は受電設備の使用区域を変更する場合

イ 電気工作物の設置又は変更の工事を計画、施行及び完成した場合

ウ 電力会社との契約を変更する場合

エ 法第107条第2項に基づく経済産業大臣の立入検査を受ける場合

オ 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要事項を教育し、又は演習訓練を行う場合

カ 非常災害に備えて、電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合

キ 業種、代表者、事業場名又は所在地名に変更があった場合

ク その他電気工作物の保安に関し必要な場合

(3) 受託者は、次の事項を委託者に通知するものとする。

ア 受託者の執務時間内、時間外における受託者への連絡方法

イ 絶縁監視装置（自動通報方式）を設置している場合において、絶縁監視装置が警報を発した場合

ウ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合

エ 平常時及び事故その他異常の際における電気工作物の運転操作についての方法を定める場合

オ その他必要な事項

(4) 受託者は、点検等の実施予定日をやむを得ない理由により変更しようとする場合は、改めて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

4 危険物のある場合等の通知

委託者は、爆発性、可燃性及びその他の危険物質を発生し、貯蔵し又は取扱う場所並びに設備がある場合又はこれを変更する場合は、その危険の範囲等を具体的に遅滞なく受託者に通知するものとする。

5 絶縁監視装置及び機器の設置

(1) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「機器」という。）は、委託者と受託者とが協議して、受託者が設置し所有するものとする。

(2) 絶縁監視装置及び機器並びに設置工事に要する費用は、受託者が負担するものとする。

(3) 絶縁監視装置及び機器の保守は、常に正常に稼動するように受託者の責任の下行い、その費用は受託者が負担するものとする。

(4) 委託者は、絶縁監視装置及び機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないこととする。

(5) 受託者は、次に掲げる絶縁監視装置の警報（警報動作電流は 50mA）を受信した場合は、委託者に連絡し電気工作物の異常の有無を確認するとともに警報発生の原因を調査し適切な措置を行うものとする。

ア 5分未満の警報を繰り返し受信した場合

イ 連続して5分以上の警報を受信した場合

ウ 警報発生時に委託者から受託者へ電話連絡した場合

(6) 受託者は、絶縁監視装置の警報の受信記録を3年間保存するものとする。

6 絶縁監視装置及び機器の撤去

(1) 受託者は、契約期間が満了した場合、契約が解除された場合又は絶縁監視装置及び機器の運用に支障があると認められた場合は、委託者と受託者とが協議して絶縁監視装置又は機器を撤去するものとする。

(2) 絶縁監視装置の撤去に要する費用は、受託者が負担するものとする。

7 記録の調査等

受託者は、保安管理業務等の遂行上必要な電気保安に関する書類、図面及び記録等を受託後速やかに調査作成し、万一の事故時に迅速な対応が出来るよう備えるものとする。

8 連絡責任者等

(1) 委託者は、委託契約書第1条に定める保安管理業務に関して、受託者と連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。

(2) 委託者は、連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。

(3) 連絡責任者及び代務者を変更した場合は、ただちに受託者に通知するものとする。

9 保安業務担当者の資格等

(1) 委託者は、受託者の保安業務担当者が事業場において保安管理業務を行う際に面接等を行い、受託者から通知された保安業務担当者本人であることを確認することとする。このため、保安業務担当者は、身分を示す証明書により当該保安業務担当者であることを明らかにすることとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(2) 受託者は、保安業務担当者に保安管理業務を自ら実施させなければならない。

(3) 受託者は、必要に応じ、保安業務担当者以外の者で規則第52条の2第1号イ及びロの要件に該当する者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

(4) 受託者は、保安業務担当者及び保安業務従事者に、その職務を誠実に行わせなければならない。

(5) 受託者は、必要に応じ保安業務担当者又は保安業務従事者に他の使用者を同行させ、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

(6) 受託者は、保安業務担当者及び保安業務従事者の氏名、生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を、受託者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって委託者に通知するものとし、委託者はその内容を確認するものとする。

(7) 受託者は保安業務担当者又は保安業務従事者の変更を行う必要が生じた場合は、書面をもって委託者に通知するものとする。

10 書類、図面等の整備

委託者は、受託者の意見を聞いて、電気工作物の保安管理に必要な書類及び図面等を整備保管しておくものとする。

11 記録の保存

委託者は受託者が行う保安管理業務の結果について受託者から報告を受けるとともに、実施者氏名及び点検結果等に係る記録を確認及び保存するものとする。なお、次に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録等のうち、(1)及び(2)は委託者と受託者とが双方において、(3)は委託者において、それぞれ定めた期間保存するものとする。

- (1) 巡視、点検、測定及び試験の記録
- (2) 電気事故に関する記録
- (3) 主要電気機器の重要な補修記録

12 その他

この「保安管理業務の細目及び基準」に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。